沿岸広域振興局長告示第45号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

令和８年10月30日

沿岸広域振興局長　村　上　　聡

１　路線名　大船渡綾里三陸線

２　供用開始の区間　大船渡市三陸町綾里字大久保64番１地先から字白浜40番12地先まで

３　供用開始の期日　令和８年10月30日

４　供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

（１）　場所　沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター

（２）　期間　令和８年10月30日から同年11月30日まで